

「JAPAN MALL事業」連携事業
中国消費者向け販促・PRイベントにおける

「KOL・KOCアフィリエイト」「共同購入アプリ（快团团）」活用事業



事業概要

中国消費者向け販促・プロモーションイベントの一環で、KOL・KOCによるオフラインでの商品体験と中国SNS（RED・Douyin・WeChat）を活用したオンラインでの販促・PRを組み合わせた事業です。SNS記事・動画でのPRを通じて自社商品の販促と認知度向上にお役立ていただくことが可能です。

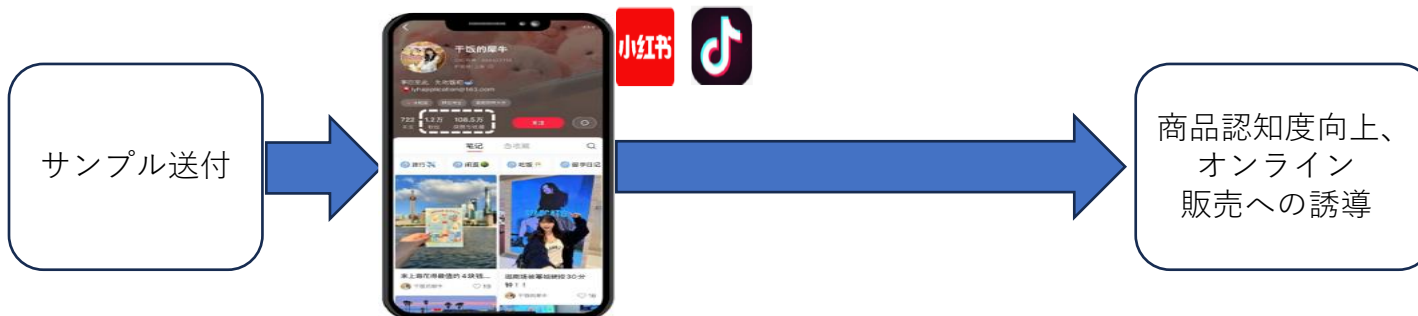
- 【 日 程 】 2024年12月～2025年3月上旬（予定）
- 【 内 容 】 ①KOL・KOCアフィリエイト：KOL・KOCによる事前サンプル体験とKOL・KOCのRED又はDouyinアカウントでの商品紹介・販売
②共同購入アプリ（快团团）：KOC（団長）による事前サンプル体験と共同購入アプリ登録商品のWeChatでの拡散・販売
- 【 主 催 】 日本貿易振興機構（JETRO）
- 【 対 象 】 下記のすべてを満たす事業者（後述の「中小・中堅企業」を優先）
 - ①今年度、上記「中国消費者向け販促・プロモーションイベント」に参加実績のない日本企業（在外日系企業の場合は、本社名義の申込が必要）
 - ②出品商品は、食品・酒類、日用品、文具、IP商品等の日本ブランドの商品に該当すること。
 - ③KOL・KOCアフィリエイトは、RED/DouyinにEC店舗（パートナーが有するEC店舗も可）を有していること。
ただし、直送型の越境EC商品は申込対象外。
 - ④共同購入アプリは、中国で販売・出荷可能な商品であること。
- 【 参 加 費 】 無料（サンプル費用および輸送費用、商品販売時のコミッション（SNSプラットフォーム、KOL、KOC毎に異なる）は各社にて自己負担）
- 【 定 員 】 計100社（原則1社1SKU）※①RED、Douyin：各40社、②共同購入アプリ：20社
KOL・KOCアフィリエイト（RED）、KOL・KOCアフィリエイト（Douyin）、共同購入アプリのいずれか1回のみ参加可能。
- 【 締 切 】 2025年1月10日（金）（定員に達した場合は期限前に締め切る場合がございます）
以下宛てに申し込み用紙（Excel）をご提出ください。
- 【 申 込 み 先 】 ジェトロ上海事務所（王晓静、余婧）※日本語対応可
Tel +86-(0)21-6270-0489 Mail : pcs@jetro.go.jp

実施イメージ

KOL・KOCアフィリエイト

採択企業

KOL・KOC
オフラインでサンプルを体験後、
(RED、Douyin) での情報発信による販促



共同購入アプリ（快团团）

採択企業

KOC（団長）
オフラインでサンプルを
体験後、共同購入アプリ
（快团团）への商品登録

KOC（団長）
WeChatグループで
情報拡散



応募条件

- **応募者は日本法人、又は日本法人の中国現地法人**であること。
- **商品がp.1記載【対象②】に合致**すること。
- **KOL、KOCの事前体験用に商品サンプルの提供（最大10個前後）が必要**となります。
- **KOL・KOCアフィリエイトについては、RED/DouyinのEC店舗（自社ECブランド旗艦店、又はパートナーが有するEC店舗）で中国消費者向けに商品を販売していること。共同購入アプリについては、商品が中国で流通しており、発送できること。**
- ブランド名（商品名）は、中国商標登録済（または商標登録申請中）であることが望ましい。
- 出品商品のメーカーは中堅・中小企業（p.4参照）を優先し、参加可否の最終判断はジェットロが行うことに同意すること。
- 出品商品紹介資料（写真、取扱説明書など）を提供できること。
- 消費者の購入注文を受けた時点から、7日間以内に出荷・発送できること。
- プロモーション終了後、**該当商品の関連販売データ（EC店舗のPV・UU、各商品の購入者数・件数・金額）を共有・提出できること**（提出フォームは出品決定後にジェットロより共有）。
- 中国の知的財産関連法規を侵害していない商品であること。
- 「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけること。
- ジェットロが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- 本プロジェクトの概要、進捗および成果の対外公表に同意いただけること。

中堅・中小企業の定義

商品のメーカーにつき、以下のいずれかの定義を満たす中堅・中小企業の商品を優先し、ジェトロが最終的な出品判断を行います。中堅・中小企業とは、「中小企業基本法」および経済産業省の定める定義・要件に基づき、以下の（１） または（２） の定義を満たす企業を指します。

（１） 中小企業

業種	資本金の額又は出資の総額が以下に当てはまる会社	常時使用する従業員の数が以下に当てはまる会社または個人*
製造業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※いずれかを満たせば中小企業と定義される。常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含まない。中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する中小企業者。

（２）中堅企業

上記の中小企業以外のもののうち、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社であって、応募日において確定済の直近決算の売上高が 1,000 億円未満又は常用雇用者 1,000 人未満の会社。

ただし、(1)または(2)の定義を満たす場合も、次に該当する者は中堅・中小企業には該当しない（大企業扱い）ものとする。

経済産業省の定める要件

資本金又は出資金が5億円以上の法人（中堅・中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者
確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える事業者

留意事項

- KOL、KOC用のサンプル費用および送料は自己負担とします。
- 商品販売時のコミッション（SNSプラットフォーム、KOL、KOC毎に異なる）は自己負担とします。
- 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、ジェットロの判断により中止や延期となる場合があります。
- 本案内に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性があります。
- 提出頂いた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロからの連絡のために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や出品商品の情報等を公開する場合があります。
- 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等のコンテンツ（以下、「本コンテンツ」と言う）の全部または一部に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者に（以下、「著作権者」と言う）帰属することに同意したものとします。
- 著作権者の書面または電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限りません）、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、二次的利用等をしてはなりません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部または一部の提供を中止します。
- 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更等によっては出品ができなくなることがあります。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- ジェットロは本事業の成果または本コンテンツの全部もしくは一部を公開する場合があります。出品者はこれを承諾し、これに関し何らの人格権も行使しないものとします。
- 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、ジェットロがその対応を決定します。

免責条項

1. 商談相手またはジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 2. 本事業にて万一、参加者（EC 事業者等）や購入者（最終消費者）が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。
 3. ジェットロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
 4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェットロはその責任を負いません。
 5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、採択決定後においても参加を取り消す場合がございます。
 6. ジェットロは以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止し、または、お客様の一部の参加を中止させることがあります。
- これに起因または関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - ② 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
 - ③ 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件またはジェットロとの合意事項に違反したとき
 - ④ お客様のPC等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - ⑤ お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - ⑥ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
 - ⑦ 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他ジェットロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェットロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、採択EC事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェットロが補填することはできません。